

石川県公報

平成27年2月20日

第12775号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目

次

告示

○一般競争入札の落札者等	(管財課)	1
○収去飼料の試験結果の概要	(農業安全課)	1
○県道の区域の変更	(道路整備課)	2
○県道の供用の開始	(同)	2

公告

○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(経営支援課)	3
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告	(農業基盤課)	3
○土地区画整理事業に係る換地処分公告	(都市計画課)	4
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告	(建築住宅課)	4

告

示

石川県告示第59号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成27年2月20日

石川県知事 谷本正憲

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
 - 県庁舎清掃管理業務委託（行政庁舎その1） 一式
 - 県庁舎清掃管理業務委託（行政庁舎その2） 一式
 - 県庁舎清掃管理業務委託（警察本部庁舎） 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成27年2月4日
- 落札者の名称及び所在地
 - 1(1) 有限会社芙蓉クリーンサービス 金沢市神田一丁目25番10号
 - 1(2) 有限会社芙蓉クリーンサービス 金沢市神田一丁目25番10号
 - 1(3) 太平ビルサービス株式会社 金沢市南町2番1号
- 落札金額
 - 1(1) 19,224,000円
 - 1(2) 18,036,000円
 - 1(3) 21,578,400円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成26年12月24日

石川県告示第60号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成27年1

月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成27年2月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

安全性に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料 添加物の区分	飼料又は飼料 添加物の名称	製造 (輸入) 年月	試験項目	違反の 有無及 び違反 の内容
全国酪農飼料株式会社東海工場 愛知県碧南市玉津浦町2番地の8	石川県酪農業	乳用牛飼育用・肉用牛飼育用配合飼料	全酪ラクト18	H27.1	動物性飼料ー肉骨粉等	無
全国酪農飼料株式会社東海工場 愛知県碧南市玉津浦町2番地の8	協同組合 白山ストックポイント 白山市相川新	乳用牛飼育用配合飼料	あさぎり3号	H27.1	動物性飼料ー肉骨粉等	無
全国酪農飼料株式会社東海工場 愛知県碧南市玉津浦町2番地の8	町736-1	乳用牛飼育用配合飼料	へいポイント	H26.12	動物性飼料ー肉骨粉等	無

石川県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成27年2月20日から同年3月6日まで縦覧に供する。

平成27年2月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
布橋出合線	小松市光谷町チ25番1地先から 小松市光谷町チ28番1地先まで	旧	3.90～4.70 46.2	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
		新	4.40～11.10 46.2	

石川県告示第62号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成27年2月20日から同年3月6日まで縦覧に供する。

平成27年2月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦覧場所
布橋出合線	小松市光谷町チ25番1地先から 小松市光谷町チ28番1地先まで	平成27年2月20日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成27年2月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
SUPER CENTER PLANT-3津幡店
河北郡津幡町字庄ヌ3番地ほか55筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称及び所在地の変更
公告日 平成26年10月10日
- 3 市町の意見の概要
市町名 津幡町
意見の概要 意見なし
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成27年2月20日から同年3月20日まで

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
SUPER CENTER PLANT-3津幡店
河北郡津幡町字庄ヌ3番地ほか55筆
 - 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 駐車場の出入口の数の変更
公告日 平成26年10月10日
 - 3 市町の意見の概要
市町名 津幡町
意見の概要 意見なし
 - 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
 - 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
 - 6 意見の縦覧期間
平成27年2月20日から同年3月20日まで

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成27年2月23日から同年3月23日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による意義申立てに対する決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、県を被告として(県を代表する者は、知事となる。)、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成27年2月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
大 谷 堤 地 区	県営老朽ため池整備事業	県営土地改良事業計画書の写し	かほく市役所

土地区画整理事業に係る換地処分公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があった。

平成27年2月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 土地区画整理事業の名称
加賀都市計画事業橋立土地区画整理事業
- 施行者の名称
加賀市
- 換地処分の年月日
平成27年2月4日
- 換地処分の内容
平成26年9月17日付け石川県指令都第459号をもって認可した換地計画のとおり

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成27年2月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字能瀬ニ48番3、49番1、49番3から49番5まで、50番1、50番3から50番5まで、51番3、51番5並びに農道及び水路の無籍地の一部	道路 河北郡津幡町字能瀬ニ48番3、49番5、50番5、51番3、51番5並びに農道及び水路の無籍地の一部	河北郡津幡町字清水ア13番地 山崎不動産有限会社 河北郡津幡町字能瀬ウ4番地 加藤 淳